

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第138回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和5年10月6日（金）10時00分～10時21分
Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、山下 東子（部会長代理）、相田 仁、
大谷 和子、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子
（以上8名）

（2）総務省

今川総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
渋谷総合通信基盤局総務課長、
飯村事業政策課長、
井上料金サービス課長、古田料金サービス課課長補佐

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3173号】

開 会

○三友部会長 皆様、おはようございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第138回を開催いたします。本日は当初委員9名中8名の出席を予定しており、現在1名が遅れて出席されるとのことですが、定足数を満たしておりますことから、このまま開催いたします。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際は、マイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は、諮問事項1件でございます。

議 題

諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3173号】

○三友部会長 諮問第3173号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、総務省から説明をお願いいたします。

○古田料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課の古田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

諮問第3173号について御説明します。資料は138-1を御覧いただければと思います。

通し番号1ページ目を御覧ください。諮問書になります。

電気通信事業法施行規則等の一部改正について、電気通信事業法第169条第2号及び第4号の規定に基づき、諮問するものでございます。

通し番号2ページ目を御覧ください。改正内容の概要資料となります。

次に右肩1ページ目を御覧ください。こちらが改正案の概要となります。

モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法第27条の3において、

通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みの禁止を規定しているものでございます。

2019年の改正電気通信事業法の施行から3年経過することを踏まえ、「競争ルールの検証に関するワーキンググループ」において、規律の見直しの検討を実施したところでございます。

今般、報告書が令和5年9月11日に公表されましたので、報告書の内容を踏まえ、必要となる省令等の改正を行うものでございます。

このページでは、主な改正をまとめておりますが、右肩3ページ目以降でそれぞれの内容について、御説明差し上げたいと思います。

まず右肩2ページ目を御覧ください。参考となりますが、こちらは「競争ルールの検証に関するワーキンググループ」についてでございます。

右肩3ページ目を御覧ください。割引上限規制の見直しについてでございます。

通信料金と端末代金の分離を目的としました現行の端末の割引上限である2万円規制につきましても、導入後の一定期間は規制の導入効果が現れていたところでございますけれども、端末の購入等をするのみを条件とする端末値引きである、いわゆる「白ロム割」が始まったことにより、再び「1円販売」等の大幅な端末値引きが行われるようになりました。

このような状況等を踏まえ、報告書においては、端末の割引上限規制の見直しについて、次のとおり取りまとめられたところでございます。

現行制度上、利益の提供の上限額の範囲に含まれていない「白ロム割」は、割引額の上限の範囲に含めることが適当であること。

割引額の上限については、最新データに基づいて、原則4万円とするが、対照価格が4万円から8万円までの場合にあっては対照価格の50%、4万円以下にあっては2万円とすることが適当とされたところでございます。

報告書の内容を踏まえ、電気通信事業法施行規則の改正を行うものでございます。

改正内容は、資料中、下の図を御覧いただければと思いますが、割引額の上限については、左下の図にありますとおり、オレンジ点線が現行の2万円規制であります。赤色実線のとおり、改正案は端末価格が8万円以上の場合、割引額が4万円。端末価格が4万円から8万円の場合、端末価格の50%。例えば、端末価格が6万円の場合、割引額の上限は3万円、端末価格が4万円以下の場合、割引額の上限は2万円とする

ものでございます。

また、「白ロム割」規制については、右下の図を御覧いただければと思いますが、端末価格が10万円の場合、現状では割引額の上限2万円に加えて、例えば、「白ロム割」を7万9,999円で行うことで、「1円端末」の販売が行われていたところでございますけれども、改正案では、これらを総額で規制することとしますので、割引額の上限は4万円となり、過度な割引を抑制することが可能となるものでございます。

右肩4ページ目を御覧ください。報告書の抜粋となっております。

右肩5ページ目を御覧ください。継続利用割引の見直しについてでございます。

継続利用割引は、行き過ぎた囲い込みを禁止する観点から導入されたものでございますが、現行の継続利用割引は、契約を一定期間継続していたことに応じて、利用者に対して行われる利益の提供を規律対象としており、長期にわたって利用者を拘束する行為とは言えない行為も規律対象となっているところでございます。

一方で、通信料金割引以外の利益提供については、継続利用に応じた高額な利益提供であったとしても、規制の対象外となっているところでございます。

このような状況等を踏まえ、報告書においては、継続利用割引の見直しについて、次のとおり、取りまとめられたところでございます。

継続利用割引の規律対象は、契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことで、例えば6か月を超える長期の期間にわたって利用者を拘束するものに限定することが適当である。

ただし、長期でない場合であったとしても、過度な割引を行うことは適当ではないため、このような割引が行われないよう、必要な対応を行うことが必要であること。

継続利用に応じた通信料金割引以外の利益提供についても、規律の対象とすることが適当とされたところでございます。

このような内容を踏まえまして、今回、電気通信事業法施行規則の改正を行うものでございます。

改正案は、資料の下の図を御覧いただければと思いますが、現行では継続利用割引の施策開始より前の期間も継続利用に該当することとしておりましたが、改正案では、この期間は継続利用に該当しないこととしております。

また、僅かな期間の継続利用に応じた利益提供であったとしても、提供可能な利益の額は1年当たりの利益の額が当該契約に係る1か月当たりの料金以内と現行ではされて

いたところでありますが、改正案では、当該規律を受けるものを長期のものに限定するため、6か月を超えるものとしております。

他方、6か月以内であったとしても、過度な割引を行うことは適当でないため、6か月以内の継続利用に応じた利益提供は、1か月の利益の額が当該契約に係る1か月当たりの料金以内としているところでございます。

また、規律対象は、現行は「通信料金割引その他これと同等の利益」とされていたところでございますが、改正案では「通信料金割引その他の経済的利益」としているところでございます。

右肩6ページ目を御覧ください。報告書の抜粋となります。

右肩7ページ目を御覧ください。指定対象事業者の見直しについてです。

現行の指定対象事業者の基準は、MNO、MNOの特定関係法人及びシェアが0.7%を超えるMVNOとなっております。

他方、改正法施行時と比較してMVNOのMNOに対する相対的な競争力は低下しているところでございます。

このような状況等を踏まえ、報告書においては、指定対象事業者の見直しについて、MVNOの指定対象範囲を4%とすることが適当と取りまとめられたところでございます。

報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則及び指定告示の改正を行うものでございます。

改正内容は、資料の下の図を御覧いただければと思いますが、MVNOのシェアの基準を0.7%から4%に変更し、この結果、現行では指定対象事業者だったI I J、オプテージが対象から除かれることとなります。

右肩8ページ目は報告書の抜粋となります。

右肩9ページ目を御覧ください。その他についてでございます。

1つ目、端末割引規制の割引の基点となる対照価格につきまして、現行制度上、端末の販売価格が1の価格のみの場合は、当該1の価格と調達価格のいずれか高いものとされておりますが、販売価格が複数設定されている場合は、販売価格の最も高い価格が採用され、調達価格と比較しないこととなっております。

2つ目、通信方式変更／周波数移行特例は、特定の通信方式の利用者が新たな通信方式に迅速に移行してもらうため、対照価格までの利益提供を可能とする特例でござい

すが、通常の割引上限の範囲であったとしても、迅速な移行に著しい支障となるとは考えにくく、また、この特例の目的を超えた利益の提供が行われるおそれがあると考えられたところでございます。

3つ目、既往契約の更新の特例は、令和元年の電気通信事業法施行規則の一部改正附則第3条第3項により、令和6年1月1日までに廃止するものとして定められているところでございます。

このような状況を踏まえ、報告書においては、次のとおり取りまとめられたところでございます。

1つ目、潜脱を防止する観点から、販売価格を複数設定する場合でも、対照価格が調達価格を下回らないように見直すことが適当である。

2つ目、通信方式変更／周波数移行特例は廃止することが適当である。

ただし、3Gから4G・5Gへのマイグレーションは、経過措置として残すことが適当であること。

3つ目、既往契約の更新に係る特例は、廃止するよう規定の整備を行うことが適当であり、今回、報告書を踏まえて改正を行うものでございます。

改正内容は、資料の下の図を御覧いただければと思いますが、対照価格の設定については、販売価格と調達価格を比較することとしております。

通信方式変更／周波数移行特例は、3Gから4G・5Gへのマイグレーションだけを残り、ほかは廃止することとします。

既往契約の更新に係る特例は、令和5年12月31日限り効力を失うこととするところでございます。

右肩10ページ目は報告書の抜粋となります。

右肩11ページ目を御覧ください。今後のスケジュールとなります。

改正案につきましては、意見募集を行った後、本年11月に改めて御審議いただき、12月公布、来年1月1日に全部施行することを現在考えているところでございます。

なお、12月公布に「一部施行」とありますが、こちらは右肩9ページ目の既往契約の更新に係る特例の改正が令和5年12月31日限り効力を失うこととするものでありますので、この部分を12月に一部施行することを考えております。

次ページ以降は、改正案、省令や告示の内容となっておりますので、御参照いただければと思います。

駆け足になりましたが、説明は以上となります。どうぞよろしく申し上げます。

○三友部会長　　どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット欄から、その旨、お申出をお願いいたします。

それでは、西村委員、お願いいたします。

○西村（真）委員　　全相協の西村です。御説明ありがとうございます。

会議の中では、やはり割引額の上限規制の話について、いろいろお話が出ていました。その中で、SIMのみ新規割についてもガイドラインの中で明確化して、上限をかけていくお話がありました。

今回の諮問の対象にはなっておりませんが、諮問対象外でも、こういうことを検討しているみたいなものを併せてお示しされていると、現実的に分かりやすいのではないかと考えていました。

今回はともかく、今後、消費者への周知や事業者への周知のときに、どういう仕組みになったのか、ガイドラインに記載されている内容も含めて、分かりやすくお伝えいただければと考えております。

以上です。

○三友部会長　　ありがとうございます。大変重要な御指摘だと思います。

総務省、いかがでしょうか。

○古田料金サービス課課長補佐　　ありがとうございます。

西村委員の御指摘のとおり、割引額の上限規制のうち、SIMのみ新規契約の部分については、ガイドラインで規定することが適当とされたところでございますので、今後、総務省において、ガイドラインの改正を行っていきたいと考えております。

また、事業者も含めて、国民にきちんと分かりやすく伝えることは大変重要だと思っておりますので、ガイドラインにつきましても、パブリックコメントを実施していきますけれども、ほかの機会においても、制度改正の全体像については、きちんと分かりやすく伝えていきたいと考えております。

御指摘ありがとうございます。

○三友部会長　　よろしくをお願いいたします。

続きまして、森委員、お願いいたします。

○森委員　　ありがとうございます。

感想みたいなことを申し上げようと思いますけれども、今回、最初に御説明のありました「白ロム割」について、これを規制対象にするとのことですが、やはり現状は「1円端末」みたいなことになっていまして、通信と端末が分離されていることを考えると、当該購入者からは回収できない前提でそういうことをされていることになりますので、短期的な指標と本来やるべきことが分かれてきてしまっているのかなと感じます。

もちろん、Appleとの間の契約はどうなっているのかとか、もしかしたら何か合理性があるのかもしれませんが、さすがにそういうことになってくると、MNOも自らの利益にならないようなことを指標設定してしまっているような感じになりますので、そこはもう少し冷静になっていただきたいといいますか、MNOにはそのようになりたいと思います。

他方で、当局としては、もぐらたたきになっているといいますか、いたちごっこになっているといいますか、何かやると、それをかいくぐってとなるわけですがけれども、それは既に方針を決めたことですので、いたちごっこと言われようと、今回のようにしっかり対応していただくのが正しいのかなと思っています。そこまでは、割と多くの方がそう思っておられるのではないかと思います。

ここから先は、私の超少数意見ですので話半分聞いていただきたいのですが、今回、2番目に継続利用割引の見直しがありました。これは御説明にあったとおり、別に継続利用者の優遇について、規制を緩和しているわけではなくて、合理的に線引きをし直しているだけのことだと思います。

ただ、継続利用者割引、継続利用者に利益を与えることは、直感的には困り込みであって、スイッチングコストを上げていることになるわけですが、実際のところは、言ってみれば、長期利用の場合の平均的利用料金を下げていることになりますので、そのような評価をすると、それが健全な競争になると思います。長期利用者をたくさん獲得して、その人たちに利益を付与することによって、その人たちの平均利用料金が下がることがまさに望ましい方向性ではないかと思いますので、こちらについては、私個人は規制緩和を検討していただいてもいいのかなと思っていますが、そんなことを言っている人はほとんどいけませんので話半分聞いていただければと思います。感想として申し上げます。

以上です。

○三友部会長 ありがとうございます。

ロイヤルカスタマーの考え方もありますので、競争を促進することと、既存の優良顧客を大事にするもののバランスをどこで取るかだと思いますけれども、総務省から、もし何かございましたら、お願いいたします。

○古田料金サービス課課長補佐 森委員、ありがとうございます。

森委員の御指摘のとおり、長期的な利用料金を下げている一面も当然あると思います。一方で、森委員の御指摘にもありましたけれども、囲い込みでスイッチングコストを上げている側面もあると思います。

したがって、三友部会長の御指摘にもありましたが、そのバランスをどう取っていくかが非常に重要であると思っておりますので、森委員からの御指摘も踏まえて、今後、制度の在り方について、そのバランスはどこが良いかは、随時市場状況を注視しながら、総務省でも日々検討していきたいと思っております。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○三友部会長 よろしくお願ひいたします。

今の森委員の御指摘は非常に重要なところだと思います。そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特によろしいですか。もし御意見があれば今のうちにお願ひできればと思いますけれども、特にございませぬようですので、それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

本件に関する意見招請は、10月7日土曜日から11月6日月曜日までといたしますが、そのような手続でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三友部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定することといたします。

○三友部会長 本日の審議は以上でございますが、この際、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局、何かございますでしょうか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 事務局でございます。三友部会長から冒頭にご連絡があったとおり、委員1名が遅れてご出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。また、次回の電気通信事業部会につきましては、別途、御連絡を差し上げたいと思いますので、引き続き、皆様方、よろしくお願いいたします。

事務局は以上です。

○三友部会長　それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。本日は朝早くからありがとうございました。

閉　　会